

## 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正に係る意見の募集結果について

意見の概要	国土交通省の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般車両と外見的に変わらない車両に警光灯とサイレンを備えただけで緊急自動車とみなすと犯罪などに悪用されるので、誰でも識別できるように塗料などで緊急自動車であることを表示を義務付けるべきである。</li> <li>救急用の車両として常時使用しない自動車を、緊急車両として他の交通に示す方法として、警光灯及びサイレン以外に、当該自動車の側面や後部へマグネットなどの着脱式の標示(緊急車両の文字等を反射材等を使用する)を行う方法が考えられるのではないではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回改正する緊急自動車の車体の塗色については、医療機関から要望があり、その社会的必要性があることから、白色に限定することなく自由に選択することが可能となるようにしたいと考えておりますが、車体の表示について特段の基準を設けることは考えておりません。</li> <li>また、車体への標示については、保安基準で禁止されている反射物等を除いて装着することは可能ですので、そのようなものであれば医療機関は必要に応じて装着することができます。</li> <li>なお、緊急自動車以外のものに警光灯やサイレンを備えることは禁止されており、道路運送車両法による処罰の対象となりますので、必要に応じ周知を行っていきたいと考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急走行するにあたっては、運転者の訓練を客観的に評価を行い、その技量について専門家の試験・評価を受けたものに限るべき。更に具体的に緊急走行を行うには一定の具体的要件を策定し、医師個人の判断のみにより緊急走行を行うことのないよう制限すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の改正は緊急自動車の車体の塗色に関するものです。</li> <li>緊急自動車の運転者指導に関わる事項は、警察庁で行われておりますので、頂きましたご意見につきましては、同庁に配布させていただきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急自動車であることが確認できる書類は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該自動車が緊急自動車であることが自動車検査証で確認できるようにする予定です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>色度測定器を使用した判定方法を定めることは反対ではないが、今後、継続検査等において測定器ですべて測定しなければならないといった規制を含んでいる場合は反対である。</li> <li>左右対称の灯火器(前照灯、制動灯など)の色度数値の差をどれくらい取るのか。</li> <li>この度の改正により、色度測定器を使用した場合の測定方法や判定基準等が規定されることになっているが、その判定基準を具体的な事例を挙げて周知して頂きたい。</li> <li>白色等についても規定して頂きたい。</li> <li>灯火器の灯光の色の判定方法について、指定工場向けの基準を作って頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>色度測定器判定方法関係については、再度その規定方法等を含めて検討した結果、基準適合性の確認方法であることから、細目告示では規定せず、検査実施機関(自動車検査独立行政法人及び軽自動車検査協会)が定める審査(検査)事務の実施に関する規定(審査事務規程等)で整理することを検討します。</li> <li>なお、事務規程では灯火の審査方法について、視認その他適切な方法により審査することとなっており、色度測定器は全ての灯火について当該測定器を用いて色の判定を行うものではないと聞いています。</li> <li>頂いたご意見につきましては、検査実施機関に配布するとともに国土交通省としても連携して対応して参ります。</li> </ul>